平成２５年（フ）第５６５号
千葉県柏市八幡町３番３―101号
破産者　齋藤　義宏
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５７３号
千葉県我孫子市高野山556番地の７
破産者　有限会社ケイ・エス・ピー
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５７５号
千葉県我孫子市高野山556番地の７
破産者　柴　　光子
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５８５号
千葉県松戸市仲井町２丁目69番地１
破産者　株式会社コンセプト
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１２９３号
埼玉県川越市諏訪町15番地２
破産者　株式会社アート住建
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２９４号
埼玉県志木市本町１―５―８　コンフォートＭⅡ201、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市谷田２丁目２―18
破産者　柳　　和則
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６１８号
東京都世田谷区上馬４丁目41番１号
破産者　株式会社ＫＥＹ建築研究所
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３３８号
東京都港区愛宕１―２―11　１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都港区海岸３丁目29番１号
破産者　株式会社ＣＯＬＯＲＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０９号
神奈川県厚木市岡田１丁目11番26号
破産者　有限会社陣八
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２８３号
岐阜県各務原市鵜沼真名越町２丁目９番
破産者　有限会社シェ・タナカ
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２８４号
岐阜県各務原市緑苑東２丁目２番地１　緑苑東30棟103
破産者　田中　健二
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６８９７号
大阪府八尾市西弓削２丁目163番地
破産者　株式会社ヒロエンタープライズ
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４３７号
大阪府東大阪市森河内東１丁目14番21号
破産者　三洋土建株式会社
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６６７号
大阪市中央区内淡路町１丁目３番10号
破産者　イシイ物流株式会社
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６７号
大阪府摂津市鳥飼上４丁目13番41号
破産者　株式会社転生
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４６８号
大阪市中央区久太郎町４丁目２―９―９Ｆ
破産者　株式会社市政新聞社
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８９１号
大阪府高槻市寿町２丁目17番16号
破産者　アイコンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２５号
大阪市大正区三軒家東５丁目２番19号
破産者　株式会社日光テック
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１５３号
大阪府吹田市藤白台２丁目27番５号
破産者　有限会社トレジャーマックス
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３２号
茨城県下妻市下妻丙49番地の１
破産者　有限会社菊地川魚店
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４３８号
最後の住所埼玉県熊谷市箱田３―４、住民票上の住所埼玉県熊谷市上之257番地１
破産者　亡小川仁藏相続財産
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４６号
長野県上田市中央５丁目13番58号
破産者　不二クローム工業有限会社
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部